

「保険契約者代理制度」の導入について

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、「保険契約者代理制度」（以下「当制度」）を導入します。

当制度の導入により、ご契約者の認知・判断能力が低下してご自身でお手続きができない場合に、あらかじめご登録いただいたご家族等が、代理人としてお手続き*をすることが可能となります。

* 住所変更、年金の請求、契約貸付、減額、解約等（契約者・受取人の変更等は除く）

高齢化等を背景に認知症有病者数が増加傾向となっている中、当社はこれまでも、認知症に備える保険「認知症サポートプラス」の提供や、ご高齢のお客様専用の「シニアほっとダイヤル」をコールセンターに設置する等、ご高齢のお客様等に寄り添ったサービスの充実に取り組んでまいりました。今後も引き続き、全てのお客様へのサービス向上・充実に努めてまいります。

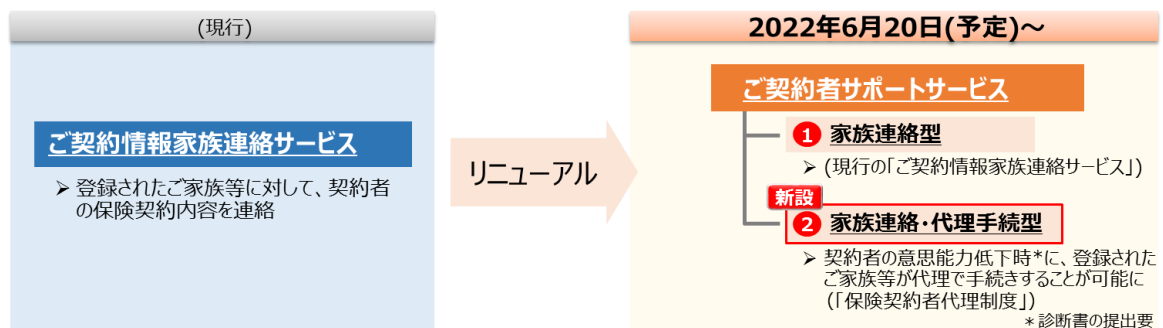
■当制度の開始時期

1. 金融機関窓口販売商品（「保険契約者代理制度」の名称で提供）：2022年4月1日
2. 営業職員・代理店販売商品（「ご契約者サポートサービス*」の名称で提供）：2022年6月20日（予定）

* 営業職員・代理店販売商品では、従来の「ご契約情報家族連絡サービス」と当制度を合わせて、「ご契約者サポートサービス」の名称で提供します。

既に「ご契約情報家族連絡サービス」を利用されている方は、「家族連絡・代理手続型」にご登録いただくことで、代理手続きが可能となります。

<変更イメージ図>



以上